平成２９年（フ）第１１０１号
堺市南区新檜尾台４丁４番12号
債務者　天然石工房健王こと　岡本　昌典
1　決定年月日時　平成29年12月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鍵谷　文子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年３月19日午前11時
5　免責意見申述期間　平成30年３月５日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第２６６号
金沢市田上町レ47番地１
債務者　髙山　　晶
1　決定年月日時　平成29年12月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　木村　　弘
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年３月14日午前11時
5　免責意見申述期間　平成30年３月７日まで
金沢地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第４９号
大分県中津市大字宮夫197番地１　市営宝門Ａ２住宅　42号
債務者　関谷　康枝（旧姓内尾）
1　決定年月日時　平成29年12月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松尾　康利
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年３月15日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成30年３月８日まで
大分地方裁判所中津支部破産・再生係

平成２９年（フ）第１８５２号
札幌市豊平区中の島１条10丁目１番11号　アルファアパルＴＯビル60―204号
債務者　斎藤　正次
1　決定年月日時　平成29年12月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐々木将司
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年３月16日午前11時
5　免責意見申述期間　平成30年３月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第７１０号
埼玉県越谷市大字袋山64番地13
債務者　山田　隆一
1　決定年月日時　平成29年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　河内　智子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年３月23日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成30年３月９日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第６７号
長崎県南島原市有家町久保165番地
債務者　井村　和徳
1　決定年月日時　平成29年12月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　河野　哲志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年３月16日午前11時
5　免責意見申述期間　平成30年３月９日まで
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２９年（フ）第２３２号
福岡県久留米市北野町千代島860番地５
債務者　松本雅浩こと　ＫＩＭ　ＡＨＯ　金　雅浩
1　決定年月日時　平成29年12月18日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　由良　清香
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年３月19日午前10時
5　免責意見申述期間　平成30年３月12日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２９年（フ）第４２８号
愛知県碧南市本郷町１丁目67番地３
債務者　杉浦　亜美
1　決定年月日時　平成29年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　夛田　裕子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年３月27日午後２時35分
5　免責意見申述期間　平成30年３月13日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２９年（フ）第１０６号
高知県南国市上末松155番地１、前住所三重県伊勢市西豊浜町1337番地２
債務者　澤村　　潤
1　決定年月日時　平成29年12月20日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　室木　徹亮
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年３月14日午前11時
5　免責意見申述期間　平成30年３月13日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２９年（フ）第３７０号
宮崎市老松２丁目３番11号　市営住宅268棟903号
債務者　馬場　優子（旧姓尾田）
1　決定年月日時　平成29年12月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　増田　良文
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年３月16日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成30年３月15日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第３６７号
岐阜市栗野台307番地284
債務者　五十川眞希（旧姓丸山・井上）
1　決定年月日時　平成29年12月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　乾　美恵子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年３月16日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成30年３月16日まで
岐阜地方裁判所

平成２９年（フ）第６５５号
埼玉県所沢市小手指元町２丁目28番地の67
債務者　戸松　　元
1　決定年月日時　平成29年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小林　亮淳
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年４月25日午後３時
5　免責意見申述期間　平成30年４月11日まで
さいたま地方裁判所川越支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２９年（フ）第４２号
秋田県にかほ市象潟町関字ウヤムヤノ関12番地
債務者　大塚　国幸
1　決定年月日時　平成29年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月19日まで
秋田地方裁判所本荘支部

平成２９年（フ）第６８９号
埼玉県所沢市三ケ島４丁目2392番地の１　メゾンミニョンノーッ101
債務者　高橋　美加（旧姓大竹）
1　決定年月日時　平成29年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月19日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第６７１号
川崎市川崎区池上町７番６号　コーポ山城102
債務者　越智　和也
1　決定年月日時　平成29年12月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月19日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第６８２号
川崎市幸区小倉３丁目12番15―103号　シエモアＮ
債務者　高橋真奈美（旧姓田中）
1　決定年月日時　平成29年12月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月19日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第７１８号
川崎市川崎区塩浜４丁目13―４　ユナイト塩浜アバディーンの杜201号、住民票上の住所東京都品川区南大井２丁目８番６―802号
債務者　今野　真路
1　決定年月日時　平成29年12月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月19日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係